

イギリス 1909 年住宅・都市計法等法の 実施過程と評価

— 第二部「都市計画」を中心に —

馬 場 哲

はじめに

筆者は前稿で、主としてイギリス議会議事録と地方行政庁（Local Government Board = LGB）文書を利用して、イギリス最初の都市計画法である 1909 年住宅・都市計法等法「第二部 都市計画」（以下で 1909 年法と呼ぶ場合、原則として第二部のみを指す）の成立過程を明らかにしたが¹、その実施過程や評価については残された課題となっていた。1909 年法についての先行研究については、イギリスのものはすでに前稿で紹介したが、わが国においても正面から論じたものはないものの、それぞれの文脈で言及したものはいくつか存在する。

日本における比較都市計画史研究のパイオニアの一人である渡辺俊一は、1970 年代に至るイギリス都市計画の展開と特徴を概観しているが、そのなかで 1909 年法についても言及しており、その特徴として、①住宅問題は住宅法に任せて「都市計画固有の道を歩むことが可能であった」こと、②「主に郊外を対象とする『地区計画』であった」こと、③「生活」の「質」に関わる「アメニティ」を重視したことの 3 つを挙げている。また、「スキーム作成の遅延」が生じていたこと、およびそのことに関連して「暫定開発規制」の問題が早くも起きていたことを指摘している。いち早くイギリス都市計画の特徴・展開の包括的な見取り図を提示した先駆的業績といえるが、概説のため住宅法と都市計画法との関係やスキーム作成

遅延の理由などの立ち入った検討は行われていない²。

都市計画学者の大方潤一郎の博士論文は、「現在ますます多義的・重層的になった都市計画概念をときほぐすべく、発生論的形成過程をさかのぼり、発生期の都市計画に込められた構想を西欧近代都市計画のそれと比較することを通じて、近代日本都市計画のパラダイム……の変遷の出発点を明らかにしようとする試み」³であり、比較の対象はドイツとイギリスで、イギリス 1909 年法も取り上げられている。大方は、「イギリス 9 年法の都市計画制とは、旧来の画一的建築条例を超越し、これにかえて街路プラン・公共施設配置プラン・地区別路線別建築規則その他特別規則などを一体化し特別法としての地位を与えた総合的地区開発プラン（プランニング・スキーム）を通じて田園郊外型の低層低密度住宅地による新市街地形成を可能にし、促進する制度体系であった」⁴と特徴づけている。

比較都市計画史に関する精緻な研究を続けている都市計画史学者の秋本福雄は、「イギリスの 1909 年法が公衆衛生法・住宅法の延長上に、住宅改良運動、モデル工業村や田園都市運動、ドイツの制度の紹介を契機として成立したことは知られる……。重要なことは、1909 年法は住宅問題への公衆衛生的アプローチから建築的アプローチへの転換だったことである」と述べている。「建築的アプローチ」とは「コミュニティの美と生活のアメニティを重視する」ものと理解されている。すなわち、「ウィリアム・モリスは、労働者階級の住宅状態の改善には、新設街路・建築物の規制のみでは不十分で、住宅の周辺環境の秩序と美も重要だと主張し」たが、それを受けたレイモンド・アンウィンによる著作や田園都市などでの実践を経て、1909 年法で、地方自治体の条例による制約を受けない都市計画スキームが一般化されて規定されたことで、彼の建築的アプローチが可能になったのである⁵。大方も秋本も共に、公衆衛生法のもとでは労働者住宅の衛生状態の改善が重視された結果、「条例長屋住宅」からなる単調な町並みが出来あがってしまった段階から、モデル村落や田園都市の実践の影響を受けて、都市計画法では、当面新市街地に限られるとはいえ、公衆衛生だけ

でなく街区の美観や快適性（アメニティ）にも配慮する段階へと移行したという認識が示されていると言えよう。

また、イギリス法学者の戒能通厚は、1909 年法をイギリス土地法の歴史的展開の文脈のなかで「土地所有に対する国家介入の過程の質的な転換を表現するもの」と位置づけた。1845 年「土地条項統合法」のもとでは、収用補償基準の不明確さ、土地の過剰取得の禁止、残地収用の強制などにより公共団体の土地取得が困難だったため、「公共団体の土地取得諸法は結局『土地購入法ではなくたかだか借上げ法』というぐらいにしか機能しなかった」のに対して、1909 年法の「都市計画スキーム」は、土地所有者による発意も可能だったとはいえ、「計画」にもとづく土地の公的取得が正当化・促進され、土地所有の経済的意義を事実上削減したからである。そして、1910 年の「財政（1909～10 年）法」によって、実際に「土地増加価値税（increment value duty）」が課されるに至ったのである⁶。

近代イギリス財政政策史についての佐藤芳彦の見解も、戒能に連なるものである。佐藤によれば、1909 年法は「一般法のレベルで、初めて『直接賦課金』規定を実現するとともに、適用範囲を、従来の如く特定の改善事業の実施による増加価値一般から都市計画一般の実施による増加価値に拡大した」のであった⁷。1909 年法の土地法史・土地税制史における位置を知るうえで重要な視点を提示している。

このように、上記の諸研究はそれぞれの文脈で貴重な指摘を含んでいるが、本稿は、1909 年法や関連規則の内容を確認したのち、初期の実施過程を代表的な事例に即して検討し、さらに都市計画家、自治体関係者、中央政府関係者といった同時代の様々な立場の人々が同法をどのように認識し評価していたかを具体的に検討することによって、1909 年法の意義と課題を、イギリス都市（・農村）計画史のなかに積極的に位置づける手がかりを得ることを課題とする。

1. 1909 年法第二部の基本的内容

1909 年住宅・都市計画等法は全部で、第一部「労働者階級の住宅」(第 1～53 条)、第二部「都市計画」(第 54～67 条)、第三部「州医務官、州公衆衛生・住宅委員会等」(第 68～72 条)、第四部「補遺」(第 73～76 条)の 4 部からなっていた。条項の数からいっても、本法の中心が基幹法である 1890 年「労働者階級住宅法」の修正を内容とする第一部であることはたしかであるが、すでに述べたようにここでの主たる対象は、イギリス史上はじめての都市計画法である第二部である。但し、第一部第 2 条(1890 年法のもとでの土地取得)、第 5 条(購入代金・補償金の支払い)、第 45 条(古代遺跡などの敷地の除外)、第四部第 73 条(コモンとオープンスペースについての条項)、第 74 条(王宮や王立公園の近隣地についての条項)、第 76 条(略称とアイルランドの除外)は関連条項と見なすことができる⁸。

そこで第二部の条項についてまとめておこう。条項の番号とタイトルは以下の通りである。

第 54 条 都市計画スキームの準備と承認

第 55 条 都市計画スキームの内容

第 56 条 LGB の手続準則

第 57 条 スキームを実施する権限

第 58 条 スキームによって有害な影響を受ける財産に関する補償

第 59 条 特定の場合における補償の排除ないし制限

第 60 条 スキームに含まれる土地の地方自治体 (Local Authorities = LA) による取得

第 61 条 都市計画スキームを作成ないし実施することを怠った場合の LGB の権限

第 62 条 LGB による諸問題の判定

第 63 条 LGB による調査

第 64 条 議会に対する一般条項の提出

第 65 条 LA と支出の定義

第 66 条 ロンドンへの適用

第 67 条 第二部のスコットランドへの適用

次に、主な条項の骨子を見ておく。都市計画スキームに関わるのは LA であり、ロンドンではロンドン・カウンティ・カウンスル (London County Council = LCC)、他の地方ではバラ (Borough)・カウンスル、都市地区 (Urban District = UD) カウンスル、農村地区 (Rural District = RD) カウンスルが該当するが、1909 年法では「責任当局 (the Responsible Authority)」とも呼ばれた。

LA は、開発中の、あるいは建設目的 (オープン・スペース、道路、公園、運動場などを含む) に利用されると思われる土地について、「適切で衛生的な条件、アメニティおよび利便性 (proper sanitary conditions, amenity and convenience)」を確保することを一般的な目的として、都市計画スキームを作成できる。LGB は、LA が自らスキームを準備する、あるいは土地所有者によって提案されたスキームを採用することを承認できる。スキームは承認の前に公告されねばならず、関係者、さらに議会から異議が唱えられた場合には修正が必要であるが、LGB に承認されたスキームは法的効力をもつ。スキームは後続のスキームないし LGB の判断によって取り消すことができる (第 54 条)。LGB は、都市計画スキームの一般的目的を実行するための一般条項や特別条項を指示する権限をもつ。責任当局は、スキームの実施に必要な限りで議会法や条令を停止する権限を与えられる。スキームに含まれる土地が複数の LA に属する場合、責任当局はそのうちのひとつでも良いし、そのための合同組織が構成されても良い (第 55 条)。LGB は、スキームの準備開始の承認、準備、最終的承認にいたる手続きを定めた手続準則 (Procedure Regulations) を作成で

きる（第56条）。責任当局は、スキームに違反する建物の除去、遅滞のない事業の遂行の権限をもち、遅滞した場合には違反者から遅滞に伴う費用を回収できる。スキーム実施に関連して問題が起きたときにはLGBが裁定権をもつ（第57条）。スキームによって地所に不利な影響を受ける人は責任当局から補償を受ける権利がある。他方、スキームが地所の価値を高める場合には、責任当局には増価分の半分を取り戻す権利がある。このことに関わる問題の裁定権はLGBにある（第58条）。責任当局は、スキームの目的のために、スキームに含まれる土地を、合意により、または強制的に購入することができる（第60条）。LAがスキームの準備などの義務を果たすことを怠っている場合には、LGBは必要とされていることを行うよう職務執行令状によって命じることができる（第61条）。LGBは上記以外にも、スキームに関わる諸問題を裁定する権限をもつ（第62条）。本法第二部は、LCC（第66条）に、スコットランド（第67条）にも適用される⁹。前稿でも強調したように、都市計画の主体はLAであるが、監督者・裁定者としてLGBに強い権限が与えられていることが明らかであろう。

次に、1909年法には6つの附則（Schedules）がついていた。附則1「1890年労働者階級住宅法第三部のためのLAによる土地の強制取得に関する条項」、附則2「1890年住宅法のマイナーな修正」、附則3「スコットランドについての1903年住宅法の修正」、附則4「LGBによって指示された一般条項によって扱われるべき問題」、附則5は、タイトルはないが、都市計画スキームの準備、採用、承認に関わる諸手続を列挙したもの、附則6は「廃止された法律」である¹⁰。このうち、都市計画に直接関係するのは附則5であるが、附則1は土地の強制取得に関わり、附則4は、列挙されている項目のなかに、街路、建物、オープン・スペース、歴史的関心ないし自然美の対象の保全、下水、照明、給水が含まれていることから、ここに1909年法の条項では明記されていない都市計画スキーム作成に当たって想定されていたポイントが記されていると考えられている。

こうして1909年法が成立すると、同年12月31日付けでLGBより事務

次官 S・B・プロヴィス名で回状と覚書が出された¹¹。まず回状では、先述のような都市計画の目的が語られ、それまでは土地所有者間の利害の対立やそれを調整する LA の権限の欠如が特定地所の直接的利害だけを考慮し、近隣のアメニティや利便性を考慮しない開発を生み出して、コミュニティの利益との調和を妨げていたが、LA と土地所有者が協力と合意の結果として都市計画スキームを作成し、LGB に提出することで一般的利益を促進することが可能になるという展望が示された。ここでのキーワードが「協力 (co-operation)」と「合意 (agreement)」であることに注意すべきであり、LGB はそのための協力を惜しまないことが強調されている。ついで覚書で、条文の詳しい解説が行われている。

そして、1909 年法第 56 条 1 項に基づいて 1910 年 5 月 3 日に手続準則が出されたが、それは先の附則 5 を敷衍したものであり 36 条からなる。詳細は省略するが、これは LA によるスキームの準備・採用および LGB のスキーム承認手続きの過程について具体的に規定したものであった¹²。

1909 年法については、Howkins (1910)、Allan and Allan (1911)、Bentley and Taylor (1911)、Leach and Leach (1911)、Glen and Dean (1913) といった法律家の解説書が直後に数多く刊行されているが、Casson (1912) は第二部について以下のように述べている。「都市計画スキームがこの国ではまったく新しいこと」に注目するべきである。それまでは LA の条例が唯一「街路の幅と建設様式および建物の素材を規制した」が、それでは満足できる都市建設には無力であった。「都市計画スキームの採用の目的は、建設予定の特定のエリアが建設のためにどのようにレイアウトされるべきかを指示するための、常に包括的な権限を LA に与えること」であり、国家がそのための一步を踏み出したことが評価される。カッソンは LGB の認可権の強さよりも LA に権限が与えられたことを重視しているようであり、適切に利用されるならば都市建設のそれまでの弊害を除去することができるであろうと考えている。ただし、「われわれは、都市計画に関する新しい法律の適用の出発点に立っているにすぎず、LA は新しい

法律に過大な期待をかけないことが良いであろう」と述べ、1909 年法は「現在の場合よりもドラスティックで厳格な方法で都市計画を扱うまったく新たな立法の基礎」であると位置づけている¹³。あくまでも 1909 年法は出発点にすぎないという理解である。

これに対して、Willis (1910) は、LGB は LA に都市計画スキームについての権限を与えることができ、提出されたスキームを却下したり修正したりすることもでき、さらにスキームの作成を LA に強制できるという LGB の権限に注目している。このほかウィリスは、スキームによって不利な影響を被る土地所有者に対する補償 (compensation) と恩恵を受ける土地所有者からの開発負担金 (betterment) についても言及しており¹⁴、価値判断には踏み込んでいないが、1909 年法第二部の本質を的確に把握しているように思われる。

また、比較的新しい研究である Herbert-Young (1998) も LGB の権限に着目して 1909 年法の特徴を整理している。LGB 長官 J・バーンズは、LA に法定計画権を与えなかった。その理由は、都市計画がカウンスル議員の個人的でローカルな利害、あるいはカウンスル議員と土地所有者の紛争から自由に、コミュニティの便益のために策定されるべきであると考えられたからであった。その結果、LGB に権限が集中することになった。たしかにそのことが目的だったわけでも、1909 年法において権限の大きさが明示されたわけでもないが、中央官庁がより大きな監督権をもつことが望ましいとバーンズは考えたのである¹⁵。実際、LA は都市計画スキームを準備する、あるいは土地所有者が提案したスキームを採用するが、いずれの場合も LGB から承認を得る必要があった (第 54 条 2 項)。つまり、LA は LGB の強い監督権に服していたと言えるが、LGB はさらに LA にスキームの準備と提出を命ずることもできた (第 61 条 1 項)。こうした LGB による LA の監督の手順を子細に定めたのが手続準則であった¹⁶。

LGB の強い権限には、野党はもちろんのこと自由党からも批判があった。前稿でも述べたが¹⁷、保守党 = 自由統一党の G・ケイヴ以外に、J・

クレランド、A・スコット、W・R・アドキンスといった自由党の議員からも LA により完全な権限を与えるべきであるという意見が出された¹⁸。しかし、バーンズも C・F・G・マスターマンも LGB に強い権限を与えることを譲らなかったのである¹⁹。

2. 1909 年法第二部の実施過程

(1) 概況

次に、1909 年法に基づく都市計画の実施過程についてまとめておこう。P・アバークロンビーは、1909 年 12 月 31 日の LA に対する回状には約 70 の返答があったとし、シェフィールド、スウォンジー、ミドルズブラなどの準備状況を概観したのち、少なくとも 30 の LA がスキームの作成に向けて動き出すように思われ、これは非常に満足すべき前進であると述べている²⁰。しかし、具体的な動きが見えてくるのは 2 年目に入ってからであった。同じくアバークロンビーは LGB の覚書に基づいて 1912 年初頭の時点で LGB から準備の認可を受けていた 8 つの都市計画スキームを挙げているが²¹、別の資料²²によれば、さらに 2 つが 1911 年末に準備の認可を受けている。これをまとめたものが表 1 である。

また、表 2 は 1911 ～ 1919 年に 1909 年法に基づいて都市計画スキームの準備ないし採用が認可されたスキームと関係 LA の数および合計面積をまとめたものである。9 年間に 100 の LA で合計約 28 万エーカーに及ぶ 155 の都市計画スキームが認可されていたことがわかる。

表 1 1911 年に準備の認可を受けた都市計画スキーム

LA	認可を受けた日	面積 (エーカー)	備考
Birmingham City	1911.2.2	2,320	Quinton, Harborne & Edgbaston East Birmingham
Birmingham City	1911.3.20	1,442	
Ruislip-Northwood UD	1911.3.20	5,906	
North Bromsgrove UD	1911.5.18	554	
Rochdale Borough	1911.8.8	43	
Chesterfield Borough	1911.9.16	64	
Oldbury UD	1911.10.19	1,763	including 23 acres in the Halesowen RD The Boscombe east and Southbourne Wards
Bournemouth Borough	1911.11.8	202	
Hanwell UD	1911.12.30	198	
Liverpool Corporation	1911.12.30	88	

出典：Annual Report of LGB, 1918-1919, pp. 185-187.

表 2 都市計画スキームの準備ないし採用が認可されたスキームと
関係 LA の数および合計面積（1911-1919 年）

年	都市			農村			合計		
	スキーム の数	LA の 数	合計面積 (エーカー)	スキーム の数	LA の 数	合計面積 (エーカー)	スキーム の数	LA の 数	合計面積 (エーカー)
1911	3	2	9,668	—	—	—	3	2	9,668
1912	11	9	4,174	—	—	—	11	9	4,174
1913	17	16	27,563	2	1	9,173	19	17	36,736
1914	17	14	23,060	6	4	16,731	23	18	39,791
1915	42	34	60,211	7	6	16,991	49	40	77,202
1916	16	15	33,249	2	2	7,335	18	17	40,584
1917	12	11	24,493	3	3	9,582	15	14	34,075
1918	1	1	306	—	—	—	1	1	306
1919	12	11	27,239	4	3	9,409	16	14	36,648
合計	131	113	209,963	24	11	69,221	155	100	279,184

出典：Annual Report of LGB, 1918-1919, p.86. 詳細については、Ibid., pp.184-188, を参照。

(2) 代表的事例

ここでは初期の代表的事例をいくつか検討する。

①バーミンガムの都市計画スキーム

まずバーミンガムの事例を取り上げる。バーミンガムは工業村落ボーンヴィルでも有名であるが、イギリス都市計画運動の主導者のひとりであった J・S・ネトルフォールドがバーミンガム市カウンシルの住宅委員会委員長で、個人的にもハーボーン・テナント会社 (Harborne Tenants Limited) の事業に関わっていたことに示されるように、イギリスのなかでも都市計画において最も先進的な都市であり、準備も早かった。

このため、1909 年法はバーミンガムのために制定されたとも言われた²³。また、バーミンガムは 19 世紀末以降、とくに 1911 年の大合併により市域を大幅に拡大しており、新市街地の計画的開発としての都市計画は同市にとってまさに時宜にかなった事業であった²⁴。ただし、それを実際に進めたのは、ネトルフォールド自身ではなく、彼の後継者ともいうべき、後のイギリス首相ネヴィル・チェンバレンであった²⁵。すなわち、1910 年 2 月に一般目的委員会内に都市計画小委員会が設置された (1911 年 11 月に独立の委員会に昇格) が、委員長となったチェンバレンは、タウン・クラークの E・V・ハイリーから準備中の 2 つの都市計画について報告を受けた²⁶。

表 1 からわかるように、イギリスで最初に LGB から準備の認可を得たのはバーミンガムのクイントン＝ハーボーン＝エッジバストン (Quinton, Harborne and Edgbaston = QHE) 都市計画スキームであった。スキームの準備から承認に至る経緯を辿れば以下の通りである。

都市計画小委員会は、設置後直ちに市の南西部にあるクイントン＝ハーボーン地区の開発が 1909 年法にもとづいて実施されるべきであると提言した。また、多くの署名請願が出されていたこの地区への市街鉄道計画が、近隣地区のアメニティを守るために、都市計画が行われるまで延期されることが決まった。1910 年 6 月 7 日にバーミンガム市カウンシルは、

クイントン、ハーボーンの未開発地区およびノースフィールド教区の一部に関わる都市計画スキームを準備するための認可をLGBに申請する意図を示す公告を許可し、7月4日に、スキームのエリア内の約2,300に及ぶすべての所有者、賃借人および居住者に対して、公告が出された。7月20日にLGBの準則によって定められた所有者と他のスキーム関係者の市長会議が開催され、説明と質疑応答が行われ、カウンスルは1910年11月9日にスキーム準備の認可のための申請を決議し、決議の公告が新聞に掲載された。これを受けてLGBは1911年1月4日に現地調査を行い、市内全域と市外の関係地区に公告が出された。対象エリアは波状の農地2,320エーカーを含み、そのうち300エーカーは開発中ないし開発済みであった。スキーム準備のためのLGBの認可は1911年2月2日に出され、公告がエリア内のすべての所有者、賃借人および居住者に出され、彼らに要望を聞く機会が与えられ、1912年6月に承認のための正式の申請書が提出された²⁷。

この地区はほとんど完全に農地で、鉄道も走っておらず、開発には時間がかかりそうであった。2つの人口稠密な地区（北にスメズィックとオールドベリー、南にセリー・オークとノースフィールド）に挟まれていたため、スキームはこの地区と中心部および周辺地区との交通を強化することを目指していた。提案された土地利用は、公園やオープン・スペースのための4エーカーを別とすれば完全に住宅地であり、1エーカー当たりの住戸数は平均12（最大20）だった。というのは、風上に位置したため工場の建設には市の許可が必要とされたからである²⁸。

次に東バーミンガム（East Birmingham）都市計画スキームであるが、概要は以下の通りである。カウンスルは1910年7月26日に申請の公告を出すことを決議した。これはQHE都市計画スキームとほぼ同時期であったが、カウンスルがLGBにこのスキームを準備する認可を申請することを決議したのは1911年1月10日であった。決議の公告は期日通りに出され、LGBは2月14日に認可するかどうかを決定する調査を行い、3月20日に

LGB による調査とスキーム準備への同意が与えられた。当エリアと市の中心部との交通手段は良好であり、エリアの近くに 5 つの鉄道駅があるのですべて短時間で市の中心部に到達できるという利点があった。提案されているエリアは、市内のウォッシュウッド・ヒース、ソルトリー、スモール・ヒース、スパークブルック区にある緑の多い農村の 1,442 (1,477) エーカーであり、この時点ではほとんど未開発であったが、もしスキームがなければ、市の他の部分と同様に、人口密度が高く無秩序な形で開発されることが懸念されたので、都市計画スキームはそのエリアとすでに人口稠密な西側の隣接地区に利益となると考えられた。スキームの目的は交通の改善、管理された土地利用、住宅密度の低下であり、土地の用途は第一義的には住宅地だったが、21 の街路と 5 つの交差点が計画され、遊び場やオープン・スペースのための土地および市の東部にあったため 270 エーカーの工場用地も確保された。地区の東側を流れるコール川の治水も課題であった。住宅密度に関しては、エーカー当たりそれぞれ 12 戸、15 戸、18 戸に制限された 3 つのゾーンに分けられた²⁹。

ネトルフォールドによれば、以上の 2 つのスキームに対する地元の土地所有者の反応は対照的であった。すなわち、QHE スキームでは、土地を開発するためには道路と市街鉄道が必要だったため、土地所有者は市の都市計画の提案を歓迎した。これに対して、東バーミンガム・スキームでは、開発を旧来の方法で続けることが認められなかったため激しい抵抗があった³⁰。

このほかバーミンガムでは、北ヤードリー＝ステッチフォード (North Yardley and Stechford) 都市計画スキーム、南バーミンガム (South Birmingham) 都市計画スキームが準備されていたが、最終的承認は第一次大戦後にずれこんだ³¹。

②ライスリップ＝ノースウッド (Ruislip-Northwood=RN) 都市計画スキーム

RNUD はミドルセックス州の北西の隅に所在し、3 つの中心地、すなわちライスリップ、ノースウッド、イーストコートを含んでいた。これらの

人口密集地を除けば、土地は主として農地であったが、ロンドンから約 14 マイルしか離れていないので、エリア全体で宅地開発が可能であり、19 世紀末からはじまっていた。地形的にはエリアの南部は平坦であったが、中央部から北に向かって谷が走っていた。面積は 6,585 エーカーで、人口は戸籍登録官の見積りで 1904 年に 4,515 人、1911 年センサスによれば 6,217 人であり、1915 年には 7,500 人になると予想された。課税評価額は 66,500 ポンドであった。交通手段としては、エリア内にロンドンとつながる 3 つの路線の 5 つの駅があったが、州幹線道路はなく、ピナーズからリックマンズワースへの補助金道路がひとつあるだけであり、地区内の道路交通はきわめて不十分であった³²。

長年ライスリップ行政教区の住民は、アックスブリッジ RD からの分離を要求していた。1903 年 2 月 11 日の RN 納税者協会の年次報告によれば、アックスブリッジ RD のカウンスルが急速に増大する住民の要求に十分注意しなかったのも、一部の納税者が 1900 年と 1902 年にこの教区を UD に変えようと試みたが、いずれも失敗した。しかし、F・M・エルグッドを議長とする 1903 年 10 月の会合で、1888 年地方行政法にもとづく申請により教区全体を UD に転換することが望ましいということで意見が一致した。そして 1904 年 5 月 25 日にミドルセックス州カウンスル (Middlesex County Council =MCC) は州内に RNUD の創設を承認し、同年 9 月 20 日に最初の UD カウンスル議員選挙が行われ、9 名が当選した。W・P・エドワーズが 10 月 1 日に開かれたカウンスル創立集会の議長を務めたが、初代の UD カウンスル議長はエルグッドであり、E・R・アボットが 1931 年までクラークを 27 年間務めることになった。この二人と技師・測量士の W・L・カーこそ RNUD における都市計画スキームの推進役であった³³。ロンドンの郊外化が進むなかで人口が急増していたため、計画的な市街地建設が必要だったのである。1909 年法が制定されたのはまさにそうしたときであった。こうして RN はイギリスで最初の都市計画スキームを作成した LA となった。

スキームの発議から承認に至る過程をまとめておこう。RNUD カウンシルは、1910 年 10 月 20 日（オルドリッジによれば 8 月 8 日）に都市計画スキーム準備の認可を LGB に申請することを決定し、11 月 30 日（トンブソンによれば 11 月 26 日）に関係者との法定会合が開催された。その席で、地図 No.1 にもとづき、詳細は示されなかったもののスキームの範囲が定められ、一般的な指示が確保された。そして若干の修正を経て 1911 年 1 月 16 日に LGB への申請が提出され、2 月 16 日に LGB による調査が実施され、ハートフォード州カOUNシル、ワットフォード RD カOUNシル、一部の土地所有者から異議があったが、3 月 20 日に認可が下りた³⁴。

こうしてスキームの作成がはじまったが、作成だけで 2 年近くを要した。ほとんどすべての土地所有者と交渉が行われ、最終的な合意に達するケースもあった。たとえば、1912 年 4 月 24 日にミドルセックス州ヒリンダンのジェントルマンである J・ウィルシンとカOUNシルとの間でライスリップ教区のチャーチ・フィールドと呼ばれる土地の 12 項目の合意文書が作成されている。これは、スキームの承認前に所有地の開発・売却を急ぐ土地所有者に対する補償を認めないなど作成中のスキームと齟齬を来さないような条件をまとめたものであった³⁵。そして 1912 年 7 月にスキーム案と地図 No.4 ができあがり、同月 26 日に土地所有者との第 2 回の法定会合が開催された。それと並んで 14 件の私的な交渉が行われ³⁶、いくつかの場合条項が変更ないし付け加えられ、1913 年 2 月 17 日にスキームと地図 No.5 に印章が押されて、ようやく LGB にスキームの承認が申請された。これに対して 4 月 17 日、18 日、5 月 1 日、2 日の 4 日間を費やして LGB による調査が行われ、すべての反対者は意見陳述の機会をもち、カOUNシルは誤解の解消や未解決の問題への対処を行った。調査を担当したのは当時 LGB の都市計画顧問だったトマス・アダムズであった³⁷。その後も手続きに時間がかかり、LGB によって多くの修正を施されたスキームがカOUNシルに提示されたのは 1 年近く経った 1914 年 3 月 14 日であり、カOUNシルは再考を迫られたが、同年 6 月 2 日にスキームを承認する

LGB の命令案が出された。この時点でもなお一人の土地所有者の反対があり、1835 年の一般道路法（Highway Act）の一部を停止させる条項を含んでいたために、スキームの草案が 6 月 30 日から議会両院に 40 日間提示される必要があり、貴族院ではスキームの棚上げ動議も出された。しかし、反対者との妥協も成立し、1914 年 9 月 7 日にスキームはついに LGB による承認を受けることになった³⁸。

そこで、スキームについて立ち入っておこう。まず注意すべきは、ロンドン郊外の新興住宅地であったために、RN 都市計画スキームの特徴は RNUD のほぼ全体が対象となったことである。1909 年法の規定に従って、すでに開発されていた部分は除外されたが、スキームがカバーする土地面積は 5,750 エーカー（そのうち 5,690 エーカーが RNUD、60 エーカーがワットフォード RD のリックマンズワース教区）に達した。これは、新たに合併した地区に都市計画スキームを設定したバーミンガムのような既存都市との大きな違いであった。また、スキームのエリア全体の約 1/5 の土地の所有者はケンブリッジ大学キングズ・カレッジであり、その支援と協力を獲得できたこともこの地区の特徴であった³⁹。

W・トンプソンによれば、スキームの主要な特徴は以下の 4 点であった⁴⁰。

1. 地区内およびロンドン、隣接都市・村落をつなぐ主要道路と他の街路を新設あるいは改良すること⁴¹。
2. 居住のアメニティを守るために、特殊な利用あるいは店舗、民家、工場ほかの様々な種類の建物のための特定エリアに地区を配分すること。
3. 公共のあるいは民間のオープン・スペースを提供すること。
4. 所与のエリアに配置されうる住宅の数の地区全体にわたる制限。家屋数はエリアに応じて各土地単位のエーカーあたり 4 戸、6 戸、8 戸、12 戸を超えないものとし、最大でも 20 戸までとすること。これは豊かな日光、新鮮な空気、庭園を提供するためであった。トンプソンは、これを「スキームにおけるもっとも著しい特徴」と述べている。

後にも触れるが、トンプソンは全国住宅改良評議会（National Housing Reform Council = NHRC）の会長で住宅改良・都市計画運動のリーダーであったが、それと同時にライスリップ・マナー・コテッジ協会（Ruislip Manor Cottage Society, Ltd.）の最高経営責任者としてRN都市計画スキームにも関わっており、同スキームのエリア中央部に南北に広がるライスリップ・マナー・スキームについて具体的に紹介している。すなわち、会社は土地の自然的特徴にしたがって地所を4つに分割し、大小の住宅の無差別な混合は望ましくないとして、北部のコプス・ウッド（Copse Wood）の高級住宅、中央部の中級住宅、南部の労働者住宅のように住宅の等級分けをはっきりと行った。計画は、南向きの家をできるだけ多く用意し、またオープン・スペース、教会、学校、他の公共建築、共通の趣味や関心をもつ人々のための住宅群を提供した⁴²。

前述のようにRNUDはロンドンからの交通の便に恵まれていたが、なかでもライスリップ・マナー地区では1912年にメトロポリタン鉄道会社のライスリップ＝マナー駅が開業したため、この駅を中心として道路が放射状に走ることが期待された。スキームにおいて道路建設が重視されたこともすでに述べたが、いくつかの重要な州幹線道路がノースウッドとライスリップおよびノースウッドとノーソルト・ジャンクションの間、同様にライスリップ・マナーの北東部と南西地区の間のより良い交通を可能にするために計画されたものの、建設費の確保という問題が残っていた。主なものとしては、エリアを横断し、アックスブリッジとピナー、さらにロンドンを結ぶ幅60フィートの道路、ライスリップ・マナーを縦断し、ノースウッドとノーソルト・ジャンクション、さらにハロー、ロンドンを結ぶ幅40～60フィートの道路が挙げられる⁴³。

地区内の唯一のオープン・スペースはノースウッドの「グラヴェル・ピッツ（Gravel Pitts）」（約14エーカー）であった。鉄道路線と貯水池の間にあるオープン・スペース用地が、スキームと関連してノースウッドで購入された。また後に人工ビーチが作られた貯水池ライスリップ・リード

ウ (Ruislip Lido) と「プアズ・フィールド (Poors Field)」とともに、地区の中央を走るかなりの区画の空地が存在した。さらに、ヘイスト・ヒル (Haste Hill) のオープン・スペースについては、景観を損なうかもしれない建物の建設をコントロールするための条項がスキームに入れられた。このほかにも、ピン川沿いの長い土手など大小のオープン・スペースのための用地が確保された⁴⁴。

アメニティの保全はこの都市計画スキーム全体を貫く糸であり、もっとも重要なものは広告の規制であったが、庭園や街路樹の保全に関する条項もあった⁴⁵。全体として、スキームには全部で73という多くの条項が挿入されたが、様々な問題をそれで最終的に解決することは想定されていなかった。しかし、スキームは全体として地区内の異なる部分を統一して全体を秩序づけ、計画がなければコミュニティの成員と全体にかかったであろうコストの回避に役立ったと言える⁴⁶。このように、RN 都市計画スキームは、承認までに時間がかかったものの、地区の開発はカウンスルの先見の明ある行動によって保護された。その後もこのスキームは1947年都市・農村計画法の制定までこの地区の開発を導き制御することになった⁴⁷。

3. 1909 年法第二部の評価

本節では、1909 年法、とくに第二部が制定後にどのように評価されていたかを見ておきたい。イギリスでは、19 世紀末からモデル村落、20 世紀に入ると田園都市・田園郊外が建設されはじめていたが、他方で、ドイツやアメリカをはじめとする欧米各国で進んでいた都市計画の実践や法制化の影響を受けて、1906 年からイギリスでも都市計画法の制定を求める都市計画運動がはじまった。それを主導したのは、前述のネトルフォールドとトンプソン、さらにマンチェスターのフィランソロピスト T・C・ホースフォールといった人々であった。1909 年法はこの運動に対する政府側の対応であったということが出来る⁴⁸。そこで、まず彼らによる評価から見

ることにしよう。

(1) J・S・ネトルフォールド

ネトルフォールドは1909年法の成立を歓迎した。彼は、1910年7月19日にバーケンヘッドで開催された公衆衛生会議で「居住地区のための実際の都市計画」という報告をしている。そこでは冒頭で「1909年法の主要な目的のひとつは、無駄な支出が回避され、できうる最良の結果が獲得できるように、都市の建設に関係するすべての者の協力を促すことである」と述べ、同法によりエーカー当たりの平均住宅数は制限されており、さらに経済的観点に注意すれば「より快適で健康的で便利な都市を手に入れることができる」と同法の効果に期待をかけている⁴⁹。他方で準則にもとづく手続が冗長で改善の余地があることにも触れており、LGBやLAが、条例制度を無効にして低密度で貧困層でも家賃が払える住宅を提供できるようになるかについては、なお疑念があることを滲ませていた⁵⁰。

しかし、1914年の大著『実際の都市計画』になると、1909年法に対する評価は第一部にも第二部にも厳しくなっていることがわかる。まずネトルフォールドは1909年法について、「法自体は、住宅改革と都市開発の問題を合理的な線で解決するためのこの国で最初の試みである」が「一種の試運転以上のものと決してみなされなかった」とする⁵¹。「その非常に深刻な欠陥は、議会が非常に多くのものを政府機関〔=LGB〕の手に残したこと」であり、とくにネックと感じたのが「LGBによる手続準則（regulations）の作成」であった。それは、1909年法の都市計画関連条項が14だったのに対して、36条からなり、しかも長大なものであった。そして同書第6章では、「現在の手続準則の不十分さと欠陥を説明すること」に注意が向けられることになる。ネトルフォールドによれば、1909年法は地方税納税者の利害を守るものであるが、手続準則はそうではなく、土地財産（property）を守ることが意図されているのである⁵²。

問題がなければ都市計画スキームは9か月で処理されるはずであるが、

実際には最初のスキームがLGBによって承認されるまでに3年半も経過しており、このことがスキームを提案しにくい状況を生み出していた。したがって、都市計画家からみると、手続準則は1909年法をうまく機能させないためのもののよう見え、その簡素化(simplicity)が必要ということになる。要するに、「遅れの主要な原因は、旧い時代遅れの方法に浸っているので、都市計画立法によって創り出された新しい状況を完全につかみ損ねた政府機関 [=LGB] に託された仕事のためである」というのがネトルフォールドの見立てであった。LGBは、「都市計画立法が都市自治体協会によって強いられたという事実を不快に思っており、そこから有益なものは何も帰結しないと決めているかのようにほとんど見える」とさえ彼は推測している⁵³。

このように、ネトルフォールドは、1909年法の制定に一定の評価を与えつつも、とりわけ手続準則によってLGBに権限が手中していることが都市計画の有効な実施を妨げていると考えていた。したがって、改善の方向も、住宅政策ではLGBがモデル条令と公営住宅にこだわって改革を遅らせ、都市計画ではLGBがトラム拡張への権限をもたない以上⁵⁴、LGBこそ「真の効果的な都市計画に対する最大の障害」であり、1909年法の修正は、LGBのコントロールを受けない特別な政府機関の設立を含まない限り、画餅に終わるであろうと彼は考えていた⁵⁵。

具体的には、(a) 手続準則の簡素化、(b) 未開発地区と同様に既成市街地に法律を適用させること、(c) 新しい幹線道路の促進、(d) 地方税納税者のための開発負担金の確保、(e) 公共目的のための土地に支払われる現在の法外な価格の引下げ、(f) 妥当なアメニティを可能にする建築密度の制限の確保、(g) 土地所有者がLAによって妨害されたスキームの採用をLGBに上訴できるようにすること、(h) 承認された住宅スキームへの安い資本の十分な供給、(i) 建築、経済学などの他のすべての芸術と科学との協力を提案している⁵⁶。いずれにしても、ネトルフォールドは、1909年法は「非常に不完全であり、不完全な行政によって殺されている」としてきわめて批判的であり、その大幅な修正を求めたのである⁵⁷。

さらに、チェリーによれば、ネトルフォールドの批判はLGBにとどまらず、バーミンガムの都市計画スキームに対しても向けられた。なぜなら、東バーミンガム・スキームにしてもQHEスキームにしても、「支援を必要としている人々を、彼らの子どもたちのためだけでさえ、少しも助けそうもない」ものだったからである。東バーミンガム・スキームは「たんなる都市計画のみせかけ」であり、QHEスキームに対しては、オープン・スペースのための土地がないこと、小保有地がないこと、公共建築用地がないこと、そしてとりわけ道路計画（幅と経路）について批判的であった。1912年5月にはLGBに後者に関する手紙を書き、ハーボーンへの市街鉄道敷設の必要と18フィート幅のマカダム道路は広すぎて費用がかかりすぎることを主張してスキームの修正を提案し、同年7月に行われたLGBの現地調査でも道路の建設経路に関して異議を申し立てている⁵⁸。しかし、QHEスキームは承認され、ネトルフォールドは、ハーボーン・テナント会社の会長は続けたものの、カウンシル議員の議席も失い、地元バーミンガムの住宅政策・都市計画の実施過程で次第に孤立していったように見える⁵⁹。

(2) W・トンプソン

トンプソンはNHRCの会長で住宅改良運動のリーダーであり、それに関わるThompson (1903)、Thompson (1907)の著者でもあったが、都市計画運動にもコミットしており、1909年法制定後にThompson (1910)を刊行し、住宅政策だけでなく都市計画についても解説を行っている。トンプソンはその「まえがき」で以下のように述べている。「法律自体については、現在の形態では、住宅改良家がそれから多くを期待できないとするのが適切であろう」。なぜなら「表面上は非常に貴重な権限を与えているかにみえる多くの条項が、庶民院の委員会段階を通過したのち有効性の多くを奪われた」からである。そして「NHRCは、LA特別代表会議に支えられて、過去と同様に将来もこれらの権限の利用に最大限可能な奨励を

与えることに努力するであろう。しかしながら、LA も早い段階でそのような修正のために尽力するであろう」と述べている⁶⁰。つまり、住宅政策が中心であるが、LA に十分な権限が与えられなかったことが問題であり、NHRC も LA もその獲得に努力するべきであるという認識が示されていると言える。

第二部都市計画については、それは都市周辺の新たな住宅エリアのレイアウトへのより大きな公的コントロールを確保するものであるが、それは「敷地計画 (site planning)」とでもいうべきもので、言葉の完全な意味での都市計画はこの法律のもとでは実施されえないことを認識すべきである。しかし、1909 年法が、建築目的のための土地利用は、所有者の利益のためと同様に、公益のためにコントロールに服するという重要な原則を樹立した点で評価できるとしている。またトンプソンも、LA は LGB の同意なくしては、どの段階でも、わずかなことしか、あるいは何もできないとも述べており、1909 年法の本質を的確に把握していたことがわかる⁶¹。

なお、前述のように、トンプソンはライスリップ・マナー・コテッジ協会の最高経営責任者として、RN 都市計画スキームにも関わっていた。彼は、1912 年の 1～3 月に MCC のクラークであった先述のアボットとの間で労働者の住宅取得支援策についてやりとりを行っている。すなわち、ライスリップ・マナー・コテッジ協会は支援の用意があるが、LA の援助と協力なしには実施できないので、MCC の委員会が 1899 年小住宅取得法第 72 条にもとづいて何らかの行動をとることを考慮しているかとトンプソンが問い合わせたのに対して、MCC 側は自らが労働者階級住宅に関連する諸問題に責任をもっているので、会社と連携を取ることを提案し、トンプソンも MCC が望むのであれば労働者階級住宅の深刻な不足に進んで対処することを表明している⁶²。

(3) T・C・ホースフォール

1909 年法制定後のホースフォールの発言は多くないが、彼は 1910 年の

パンフレットのなかで次のように述べている。

「わがイギリスの都市のカウンシルはこれまで不健康な環境の創出を防止するための権限をもっていなかった。私は8年前に以下のことを最初に発見したことによって国に対して若干の貢献をしたと信じている。すなわち、すべてのドイツの都市政府と、少し遅れて、わが国と合衆国とフランスを除くほとんどすべての他の文明国の都市政府は、都市＝建設計画によって、都市の成長を制御し、すべての街路の位置と幅、広場と他のオープン・スペース、およびすべての建物の高さを規制する権限をもっている。われわれがすでにわが国の都市カウンシルに都市計画権を与える住宅法〔＝1909年法〕をもっているのは、明らかに私によるこの発見のおかげであると私は思っている」⁶³。つまり、自分の提言をきっかけとして1909年法によって、ドイツほかの国と同様にイギリスの都市当局をはじめとするLAが都市計画権を獲得したことにホースフォールは満足していると言える。

なお、1913年にホースフォールは「イギリスとドイツの真の敵」という論説を寄稿している。それによれば、イギリスがドイツを支配しても、その逆でも文明は打撃を受ける。兵役検査合格者の低い比率に見られるような国民の「身体的、精神的、道徳的退化」という人類全体の敵を両国が支配することが文明にとって大きな利得であるとして、健康的な住宅と都市計画による遊び場などの居住環境の整備の必要性が強調されている。第一次大戦前夜で英独間に緊張が高まっているなかで、敵は互いではなく、国民の退化であるとして住宅政策・都市計画の重要性を改めて説いているということができる。しかし、ドイツに対する批判的言辞が目立つようになっていることも事実であり、ドイツの地価の高さ、高層高密住宅（barrack-block）の多さ、「三級選挙法」によって高層高密住宅から利益を得る家主層の利害が守られていることなどが指摘されている点は時局を感じさせる⁶⁴。

(4) T・アダムズ

イギリス、アメリカ、カナダにおける都市計画・地域計画の成立に重要な役割を果たしたアダムズも、1912 年に 1909 年法について「社会学的観点」から論じている。

アダムズによれば、1909 年法の主要な弱点はスキームが主として未開発地を対象とし、既成市街地を除外していることにあった。LA はそうした土地をスキームに含めることによって利便性、公衆衛生、アメニティを達成できるのである。しかし、既成市街地を含めることは、損害に対する補償という難問を引き起こすことになる。ハワードの田園都市論は、旧都市を再建するよりも新都市を建設して不衛生な旧都市の住民を吸引するほうが良いという考え方であるが、アダムズによれば、都市計画スキームも同じ考え方であり、理論が妥当であるならば、都市計画はわずかな「田園都市」よりも普遍的な適用を保証するであろうと考えられた。実際、都市計画スキームは条例システムよりも開発を規制するうえで大きな社会的価値があると彼は考えた。1909 年法の基調は LA 間や LA と土地所有者との「協調」であり、そこに経済的価値だけでなく、社会的価値を見出すことができるからである。すなわち、1909 年法第二部は、第一部と歩調を合わせて「わが国の都市環境に関する限り、社会の再建における真の進歩に沿って…前進する機会を与えている」のである。その際彼が重視するのは、堅実な基礎のもとに着実に社会的再建を進めることであった。そして、アダムズは、1909 年法第二部以上に「社会的条件の改善に良い機会を提供する法律を私は知らない」と述べている⁶⁵。1912 年の時点では LGB の都市計画顧問という立場にあったこともあるが、アダムズは、都市計画スキームに既成市街地が含まれないことが弱点だとしつつ、都市の社会的条件の着実な改善を進める基礎として 1909 年法を評価していたと言える。

(5) G・キャドベリー

バーミンガム近郊にボーンヴィルを建設したキャドベリーは1915年に刊行された『都市計画』で1909年法について触れている。しかし、この書物が全国のLAのなかでいち早く都市計画スキームの作成に乗り出したバーミンガムの側から事態を見ているためか、LGBへの権限集中に対する直接的な批判はないようである。むしろ、「都市計画法の通過はイギリスに新たな状況をもたらした」、「(1909年)法はLAに大きな監督権を与えている」、「労働者は、都市計画法が、より良い条件がより普遍的に実現されうる手段を提供した事実気づいている」といった記述から、1909年法がイギリスの都市計画における大きな一歩であったと肯定的に評価していたと見ることができる⁶⁶。

とはいえ、キャドベリーが1909年法に改正の余地がないと考えていたわけではない。LAにこれまでよりも大きな権限が与えられたことを評価しつつ、土地購入権が与えられておらず、ウルムのようなドイツの都市の土地所有政策が実施できないことには不満をもらしている⁶⁷。1909年法で土地購入権が与えられていなかったというのは正しくないが、先述の戒能も指摘しているように、補償額基準の問題などで強制的な土地収用がほとんど行われていなかったため、キャドベリーは改善の余地があると考えたものと思われる。

そして都市計画は、レッチワース田園都市の例に見られるように、職住近接で農村的部分を併せもつ都市を建設する「都市開発 (Town Development)」に進むべきであるとキャドベリーは主張した。レッチワースは民間による事業だが、同様のことは周辺の農村地域を合併できればLAによっても可能であり、そのためにも土地の購入権が必要であると彼は考えたのである。また、1909年法における都市計画スキームはこれから開発される地区を対象とするものであったが、彼も、トンプソンと同様に、都市計画権を拡張して中心部の既成市街地にも適用されるべきである主張した。そのことによって、道路、鉄道・港湾、住宅地などを総合的に計画することが

できるからである。さらに、キャドベリーもまた都市計画スキームの改訂プロセスが煩瑣であり、手続準則の簡素化が必要と考えていた⁶⁸。このように、キャドベリーも 1909 年法の意義を認めつつ、LA の権限をさらに拡大することが都市計画を推進するうえで重要であると考えていたことがわかる。

おわりに

以上、1909 年住宅・都市計法等法第二部の実施過程と評価について検討してきた。1909 年法は、イギリス最初の都市計画法として、都市計画スキームの作成をつうじて域内の未開発地の計画的整備を行う権限を LA に与えたが、これはやはり大きな前進であったということができよう。しかし、制定過程から LGB への権限集中に対する危惧が表明されており、はたして LGB によるスキームの承認にいたる煩雑な手続が都市計画の実施を阻害していることが実施過程で明らかとなった。このため、イギリス都市計画運動を主導したネトルフォールド、トンプソンをはじめとして批判が少なからず出てくることになったが、これに対しては当局側から反論が出されることもあった。そこで最後に、田園都市・都市計画雑誌 (Garden City and Town Planning Magazine = GCTPM) 誌上で展開された論争を取り上げておきたい。

まず 1912 年末の同誌上で田園都市・都市計画協会事務局長の E・G・カルピンは、1909 年法制定後のイギリス都市計画の状況を総括した。彼の 1909 年法に対する評価も両義的であり、同法の制定により都市計画の機運が高まり、多くの LA が都市計画スキームを作成しはじめたことを肯定的に評価しつつも、「最大の困難は申請がなされたのちスキームが通過するまでに経過する時間」であり、法律の改正は必要で「手続準則の簡素化」が行われるべきであると主張した。もっともカルピンは、「これらの問題がゆっくり進むことは決して悪いことではな」く、議論を通じて「都

市計画がこの国で取ることになる姿の最終構想が出現しつつある」として、1909年法を性急に批判するのではなく事態の推移を見守るべきという姿勢を取っていたように思われる⁶⁹。

しかし、LAの当事者からするとこれは悠長な意見であった。「都市計画を絞め殺す (Strangling Town Planning)」といういささかセンセーショナルな題の匿名記事 (著者はバーミンガム市カウンスル都市計画委員会関係者と思われる) が1913年10月のGCTPM誌に掲載されたが、これをきっかけとして誌上論争が行われた。この記事の趣旨は、LGBの手続準則のために都市計画スキームを準備する認可が遅れており、バーミンガム市カウンスルの都市計画委員会では、手続準則の簡素化をLGBに求めることが検討されているというものである。「法律は多くの欠点を含んでいる」、「いま進展を阻止しているのは手続準則である」あるいは「現在の手続きは極端にグロテスクである」といった直截な表現が繰り返されており、バーミンガムでもスキーム準備を認められるまでの手続きに時間がかかりすぎていることに対して強い不満があったことがうかがわれる⁷⁰。

これに対して、バーンズが同誌12月号で反論している。たしかに1909年法は最終的なものではなく、修正されるであろうし、手続準則も改定され簡素化されるであろうが、まだそのときではない。たしかに手続は面倒で余計かもしれないが、不適当ということにはならない。この手続は、LAが新たに与えられた権限を乱用することなく、土地所有者と協力しながらスキームの準備を進めていくために必要である。準備の認可に至る「準備認可段階 (the authority-to-prepare stage)」は、LGBがスキームのエリアを定めるので重要なのに、バーミンガムの都市計画委員会はこの段階を取り除くことを提案している。しかし、スキームの開始と完成の間に時間がかかるのは、LAに与えられた大きい権限を利用する際の慎重さによるものであり、仕方のないものである⁷¹。このようにバーンズは、1909年法と手続準則に修正の余地があることを認めつつも、LAに大きな都市計画の権限を与える以上、LGBがスキームの承認に至る手続に時間をか

けるのはやむを得ないことであると考えていたのである。

これを承けて 10 月号の記事の著者は短いコメントを出し、反論を読んでも自説を繰り返すほかなく、修正が必要であることを認めるなら、なぜすぐに行わないのかと迫った。それに続き、都市計画家 G・L・ペプラーとホースフォールもコメントを載せているので簡単に見ておこう。ペプラーも 1909 年法や準則が完璧なものではなく、修正が望ましいという意見には同意しつつも、それが「都市計画を絞め殺している」とまでは言えず、現行の規定の不備が都市計画を進めることを妨害する理由とはならないと述べている。ペプラーは 1914 年より LGB に入庁した人物であり、バーンズに近い認識と言えよう。ホースフォールの主要な関心は、都市化の進展によってイギリスの都市住民の体位が退化していることへの危機感から、ここではスウェーデンの例を挙げて、都市拡張計画を準備する必要性を主張し、それを推進するためにも、バーミンガム市カウンスルの都市計画委員会が推奨している手続きの簡素化に賛同するとしている⁷²。

こうして 1909 年法や手続準則に問題があることが明らかになり、修正への動きも始まった。実際、GCTPM 誌の 1914 年 2 月号の記事によれば、LGB は、手続準則を 4 年間実施した経験を踏まえて、その改定、とりわけ LA による都市計画スキーム準備の認可を得る前の手続を一定程度簡素化することを言明し、変更点も示されたという⁷³。しかし、第一次大戦の勃発とそれに伴うバーンズの LGB 長官退任により中断され、その実現は 1919 年住宅・都市計画等法まで持ち越されることになった。すなわち、1919 年法でスキームの準備手続の簡素化が実現するとともに、遅れを取り戻すために、人口 2 万人以上の LA に対して強制的な都市計画スキームの作成が適用されたのである。また、同法により、なお諮問機関にとどまったとはいえ、合同都市計画委員会の形成が可能となった⁷⁴。こうして、1920 年代以降の周辺農村を含めた地域計画への動きが方向づけられることになったが、この過程の解明は今後の課題としたい。

注

- 1 馬場 (2021) (2022)。
- 2 渡辺 (1985)、42-45、62-65 頁。
- 3 大方 (1987)、1-2 頁。
- 4 同、66 頁。
- 5 秋本 (2017)、915-916、919-920 頁。なお、秋本論文の主眼は、むしろ 1909 年法が同時代の日本でどのように受け止められたかにあり、片岡安、とくに関一と池田宏が 1909 年法の意図を正確に理解しつつ、それに否定的な判断を下し、「都市全体」の「統一的計画」という意味での「都市計画」を、日本における 1919 年都市計画法によって制度化していったことを確認した点にある (同、917-919 頁)。
- 6 戒能 (2010)、464-466、490-493 頁。
- 7 佐藤 (1994)、218 頁。佐藤もまた、土地条項統合法により「補償額が巨額になるので、このような強制的土地収用は現実的には殆ど発動され」ず、「有効な住宅政策のためにもこのような補償法の改善が不可避であった」と述べている (同、189 頁)。
- 8 Bentley and Taylor (1911), pp.105-106.
- 9 Allan and Allan (1911), pp.lv-lxii, lxiv; Leach and Leach (1911), pp. xiv-xv; Glen and Dean (1913), pp.73-117. 1909 年法の条項の骨子の紹介としては、他に Dowdall (1910a), pp.41-43 がある。
- 10 Willis (1910), pp.178-185; Allan and Allan (1911), pp.lxii-lxiii.
- 11 LGB の回状と覚書の全文については、Glen and Dean (1913), pp.133-142 を参照。
- 12 手続準則の全文については、Glen and Dean (1913), pp.143-167 を参照。その概要については、Dowdall (1910b); Adshead (1910) が参考になる。
- 13 Casson (1912), pp.xiv-xv.
- 14 Willis (1910), pp.7-8.
- 15 Herbert-Young (1998), pp.343-344.
- 16 Ibid., pp.345-346.
- 17 馬場 (2022)、113-115 頁。
- 18 Herbert-Young (1998), p.347. なお、ハーバート = ヤングは、他の法律にも見られることながら、1909 年法の特徴として、先行法への言及による組

み込み (Incorporation by reference) が多いことを挙げている。たしかに、1909 年法では、1875 年公衆衛生法や 1890 年労働者階級住宅法だけでなく、1869 年鉄道法、1888 年地方行政法などが組み込まれている (Ibid., pp.348-349)。

- 19 馬場 (2022)、112、115-116 頁。
- 20 Abercrombie (1911), pp.323-327.
- 21 Ibid., pp.323-328. ロチェスターのスキームは大部分が戦争大臣管轄の土地だったため、LGB は認可を出せなかった。また、王室の土地も都市計画スキームに含めることはできなかった。
- 22 *Annual Report of the LGB, 1918-1919*. チェリーによれば、1909 年法にもとづき実際に提出されたスキームは全部で 13 であり、そのうちバーミンガムのものが 5 つを占めた (Cherry (1974a), p.67)。
- 23 Cadbury (1915), pp.25-28; Cherry (1980), p.163-164. ネットフォールドについては、Cherry (1975), pp.6-28; 馬場 (2016)、第 9 章、などを参照。
- 24 Nettlefold (1911a), pp.44-45; Nettlefold (1911b), pp.101-108. バーミンガムの合併については、馬場 (2016)、357-359 頁も参照。
- 25 Cherry (1975), p.20. アーサー・ネヴィル・チェンバレンは 1869 年にジョセフ・チェンバレンを父としてバーミンガムで生まれ、実業界を経て 1911 年にバーミンガム市カウンスル議員となった。ただちに都市計画委員会委員長に選出され、1910 年に議席を失った従兄のネットフォールドに代わってバーミンガムにおける都市計画・住宅政策を主導した。そして 1914 年に市参事会員、1915 ~ 1916 年に市長を務めたが、1918 年の総選挙で庶民院議員に選出されて国政に転じ、蔵相・首相就任前には都市計画・住宅政策に関わる保健相を務めた (Cherry (1980), pp.161-167; James (2010), pp.xvii-xx, xxiii, 45, 47)。
- 26 Chamberlain (1913), pp.176-177; Cherry (1994), pp.105, 107; Cherry (1996), p.37. チェンバレン自身「バーミンガムの自治体都市計画は、その開始を J・S・ネットフォールド氏のエネルギーと熱意に負っている」と述べている。
- 27 Anonymous (1911), pp.54-55; Cherry (1974a), p.65.
- 28 Chamberlain (1913), p.179; Cadbury (1915), pp.30-32; Cherry (1974a), p.65; Cherry (1994), p.107. スキームの詳細は、Aldridge (1915), pp.613-644 を参照。
- 29 Anonymous (1911), p.55; Chamberlain (1913), pp.179-180; Cadbury (1915),

- pp.31-33; *Annual Report of LGB, 1918-1919*, p.185; Cherry (1974a), p.65; Cherry (1994), pp.107-108. スキームの詳細は Aldridge (1915), pp.643-670; Cadbury (1915), pp.153-182 を参照。なお、このスキームは、1916 年 9 月 18 日に 247 エーカー追加修正されることが認められた。
- 30 Nettlefold (1911b), p.112.
- 31 Cadbury (1915), pp.33-35; *Annual Report of the LGB, 1918-1919*, p.185; James (2010), p.54.
- 32 Aldridge (1915), pp.529-530; Ruislip-Northwood Urban District Council (1954), p.5. なお、大方も「1909 年法の性格をもっともよく示している」として、RN 都市計画スキームを紹介している（大方 (1987)、53-54 頁）。
- 33 Anonymous (1914b), p.235; Ruislip-Northwood Urban District Council (1954), pp.3-4; Bowlt (2014), p.67. エルグッド、アボット、カーは、地元で活動するだけでなく、都市計画の専門雑誌や関係会議にも積極的に関わり、RN の事例を外に向けて紹介した（Abbot (1912a) (1912b); Cole (1913), pp.85-112; Abbot and Elgood (1914-15); Elgood (1914-15); Aldridge (1915), Appendix V.)。
- 34 LMA, MCC/CL/GP/03/138; Thompson (1913b), p.135; Aldridge (1915), p.532.
- 35 LMA, MCC/CL/GP/03/138.
- 36 14 の合意はスキーム第 73 条に列挙されている（Aldridge (1915), pp.598-604）。先のウィルシンとの合意も No.4 として含まれている。
- 37 LMA, MCC/CL/GP/03/138. アダムズについては、馬場 (2019)、144-149 頁を参照。
- 38 LMA, MCC/CL/GP/03/138; Anonymous (1914b), p.235; Aldridge (1915), pp.530-533.
- 39 Aldridge (1915), pp.530, 531.
- 40 Thompson (1913a), p.9; Thompson (1913b), pp.136, 138.
- 41 道路の整備が重視されたのは、地区内の東西間および南北間の交通がそれまで不十分だったからである。すでに商務省交通局によって地区の南端を横切るウェスタン・アヴェニュー (the Western Avenue) と呼ばれる幅 100 フィートの道路が計画されていたが、スキームは、これとは別にいくつかの要となる道路の建設を計画した（Aldridge (1915), p.534）。
- 42 Thompson (1913a), p.10; Thompson (1913b), pp.135-136, 138. RN 都市計画

スキームは、その内部にライスリップ・マナー・コテッジ会社が開発するライスリップ・マナー・スキームを含むという形になっており、トンプソンはこれを「二重システム (a dual system)」と呼んでいるが、二つのスキームは LA と会社との協議により共存していた。

- 43 Thompson (1913a), pp.10, 12; Thompson (1913b), pp.139, 141. cf. Aldridge (1915), p.534.
- 44 Abbot and Elgood (1914-15), p.3; Aldridge (1915), p.536; cf. Thompson (1913a), p.12.
- 45 Abbot and Elgood (1914-15), pp.4-5; Aldridge (1915), p.538.
- 46 Aldridge (1915), p.538.
- 47 The Ruislip-Northwood Urban District Council (1954), p.5.
- 48 イギリス都市計画運動については、馬場 (2018) を参照。
- 49 Nettlefold (ca1910), pp.1-5.
- 50 Ibid., pp.5-7.
- 51 1909 年法第一部に関わる住宅政策について、ネトルフォールドは、手続準則がスキームの実現を遅らせ、スキームが検討されていない地区での建築を駆り立てることになったので、全体の傾向として「住宅飢饉 (a housing famine)」を作り出し、「今日まで 1909 年法は、住宅に関する問題を改善しておらず、むしろ事態を以前よりも悪化させた」と評価している。彼はもともと市営住宅反対論者であったが、本書でも「市営住宅建設の方法で慈善を与えることに固執するよりも、〔民間建築業者に建築の〕権利を与えるほうが望ましい」と述べている。ネトルフォールドの理想は「公的当局とまともな民間企業の協力」であったが、LGB は『地方条例や法的規定』の背後に凝り固まったものを残し、……まともな建築業者を困らせ阻害して、土地投機業者や安普請建築業者の思うつぽになった」のである (Nettlefold (1914), pp.136, 137, 140-141)。
- 52 Ibid., pp.147-149.
- 53 Ibid., pp.149-151.
- 54 Ibid., pp.152, 156.
- 55 Ibid., pp.179-180.
- 56 Ibid., pp.184-202.
- 57 Ibid., p.221.

- 58 Cherry (1975), pp.26-27. ネトルフォールドは、Nettlefold (1914) をさらに突き詰めて「都市計画の目的は、庶民に程々の家賃で良質の住宅を提供することであり、……その基礎を建築ではなく経済学に置く科学を必要とする」という「都市計画の経済学 (Economics of Town Planning)」を提唱した。都市計画といっても、バリの大改造やアメリカの都市美運動のような広い街路や壮大な建築物の建造は、彼の考える都市計画の目的に照らせば「实际的」ではなく、地価の上昇を抑えて都市開発の費用をかけずに、住宅の裏側に小さな空間を作り「光と空気」を確保することこそが住民の健康にとって不可欠であると主張した (Nettlefold (1915) (1916))。こうした都市計画観は、「实际的住宅建設」論 (Nettlefold (1908)) や初期の都市計画論 (Nettlefold (ca1910)) を受け継いだものであり、彼の QHE スキーム批判もこのような主張にもとづくものであったと言える。
- 59 チェリーは、このことを記すのは悲しいと述べている (Cherry (1975), p.26)。
- 60 Thompson (1910), Introduction.
- 61 Ibid., pp.24-25.
- 62 LMA, MCC/CL/GP/03/138; Aldridge (1915), p.531.
- 63 Horsfall (1910), p.20.
- 64 Horsfall (1913), pp.33-36.
- 65 Adams (1912), pp.146-150.
- 66 Cadbury (1915), pp.21-22.
- 67 Ibid., p.139.
- 68 Ibid., pp.143, 145, 147-151.
- 69 Culpin (1912), pp.283-284.
- 70 Anonymous (1913), pp.245-247. この記事には、LA との交渉に時間がかかるために、サットン田園郊外のように 1909 年法を利用するよりも議会個別法で田園郊外を作るほうが容易であると考える土地所有者もいたと書かれているが、カルピンもまったく同様のことを述べている (Culpin (1912), p.284)。
- 71 Anonymous etc. (1913), pp.301-303.
- 72 Ibid., pp.304-306.
- 73 Anonymous (1914a), pp.51-52.
- 74 Cherry (1974b); 馬場 (2019)、136-137 頁。

略称一覧

GCTPM = Garden Cities and Town Planning Magazine

LA = Local Authorities

LCC = London County Council

LGB = Local Government Board

LMA = London Metropolitan Archives

MCC = Middlesex County Council

QHE = Quinton, Harborne and Edgbaston

NHRC = National Housing Reform Council

RD = Rural District

RN = Ruislip-Northwood

TPR = Town Planning Review

UD = Urban District

文献目録

未公刊資料

London Metropolitan Archives

MCC/CL/GP/03/138: Ruislip-Northwood Town Planning Scheme Correspondence, 1910-1934.

公刊資料

Forty-Eighth Annual Report of the Local Government Board 1918-1919, London 1919. (= *Annual Report of LGB, 1918-1919*)

同時代文献

Abbot, E.R. (1912a), Town Planning from the Municipal Standpoint. The Preparation of a Town Planning Scheme, *GCTPM*, Vol.2, No.5, pp.96-99.

Abbot, E.R. (1912b), Town Planning from the Municipal Standpoint-II. The Preparation of a Town Planning Scheme, *GCTPM*, Vol.2, No.6, pp.119-122.

Abbot, E.R. and Elgood, F.M. (1914-15), The Ruislip-Northwood Scheme, *Town Planning Institute, Papers and Discussions*, Vol.1, pp.1-20.

Abercrombie, L.P. (1911), The Progress of the Town Planning Act. Municipal

- Action, *TPR*, Vol.1, No.4, pp.323–327.
- Abercrombie, L.P. (1912) ,The Progress of the Town Planning Act.-II, *TPR*, Vol.2, No.4, pp.323–328.
- Adams, T. (1912) , The Sociological Aspect of Town Planning, *GCTPM*, Vol.2, No.7, pp.146–154.
- Adshead, S.D. (1910) , The Procedure Regulations of the Town Planning Act. Their Administration and Possibilities, *TPR*, Vol.1, No.2, pp.132–136.
- Allan, C. E. and Allan, F.J. (1911) , *The Housing of the Working Classes Acts, 1890–1909, and Town Planning, annotated and explained: together with the Statutory Rules and Forms*, 3rd ed., Butterworth.
- Aldridge, H.R. (1915) , *The Case for Town Planning; a Practical Manual for the Use of Councillors, Officers, and Other engaged in the Preparation of Town Planning Schemes with an Appendix by Frank M. Elgood and Edmund R. Abbott*, London.
- Anonymous (1911) , The Example of Birmingham, *GCTPM*, Vol.1, No.3, pp.54–55.
- Anonymous (1913) , Strangling Town Planning, *GCTPM*, Vol.3, No.10, pp.245–247.
- Anonymous etc. (1913) , “Strangling Town Planning”, *GCTPM*, Vol.3, No.12, pp.301–307.
- Anonymous (1914a) , The Town Planning Act Revised Regulations, *GCTPM*, Vol.4, No.2, pp.51–52.
- Anonymous (1914b) , Ruislip Scheme Approved, *GCTPM*, Vol.4, No.10, p.235.
- Bentley, E.G. and Taylor, S.P. (1911) , *A Practical Guide in the Preparation of Town Planning Schemes*, London.
- Cadbury, G. (1915) , *Town Planning: with Special Reference to the Birmingham Schemes*, London.
- Casson, W.A. (1912) , *The Housing, Town Planning, &c., Act, 1909 (9 Edw. VII. Ch. 44) : with incorporated Provisions of the Housing Acts, and all Orders issued by the Local Government Board, together with Full Explanatory Notes and Index*, 3rd ed., London.
- Chamberlain, N. (1913) , Town Planning in Birmingham, in Auden, G.A. (ed.) ,

- A Handbook for Birmingham and the Neighbourhood. prepared for the 83rd Annual Meeting of the British Association for the Advancement of Science, Birmingham.*
- Cole, T. (ed.) (1913) , *Housing and Town Planning, Conference : held at the Town Hall, Great Yarmouth, July 16 and 17*, London and New York.
- Culpin, E.G. (1912) , The Town Planning Memorandum, *GCTPM*, Vol.2, No.12, pp.283-286.
- Dowdall, H.C. (1910a) , The Law of Town Planning, *TPR*, Vol.1, No.1, 1910, pp.41-43.
- Dowdall, H.C. (1910b) , The Procedure Regulations of the Town Planning Act. made by the Local Government Board under Section 56 of the Town Planning Act, and dated May 3rd, 1910, *TPR*, Vol.1, No.2, 1910, pp.129-131.
- Elgood, F.M. (1914-15) , The Land Unit, *Town Planning Institute, Papers and Discussions*, Vol.1, pp.45-52.
- Glen, R. A. and Dean, A. D. (1913) , *The Law and Practice of Town Planning: being Part II. of the Housing, Town Planning, &c. Act, 1909 (9 Edward VII. c. 44) : with Introduction, Notes to the Act, Departmental Orders, Memoranda and Circulars, Forms and Precedents, and Model Clauses for Town Planning Schemes*, London.
- Horsfall, T.C. (1910) , *The Place of "Admiration, Hope & Love" in Town Life: Reply by T.C.Horsfall to an Address presented to him on 30th, June, 1910, by Nearly Three Hundred of His Fellow-citizens*, London.
- Horsfall, T.C. (1913) , The Real Enemy of Great Britain and of Germany, *GCTPM*, Vol.3, No.2, pp.33-36.
- Howkins, F. (1910) , *The Housing Acts, 1890-1909, and Town Planning as applied to Great Britain: Containing the Provisions of the Housing, Town Planning, &c., Act, 1909, and Embodying the Town Planning Procedure Regulations (England and Wales)* , London.
- Leach, C.H. and Leach, G.E. (1911) , *The Housing, Town Planning, &c. Act, 1909*, 2nd ed., London.
- Nettlefold, J.S. (1908) , *Practical Housing*, Letchworth.
- Nettlefold, J.S. (ca1910) , *Practical Town Planning for Residential Districts*,

- Councillor J.S.Nettlefold (et.al.) , *Practical Town Planning*, Birmingham.
- Nettlefold, J.S. (1911a) , Housing, Town Planning and Greater Birmingham, *GCTPM*, Vol.1, No.2, pp.44-45.
- Nettlefold, J.S. (1911b) , Birmingham. City Extension and Town Planning, *TPR*, Vol.2, No.2, pp.99-112.
- Nettlefold, J.S., (1914) , *Practical Town Planning: A Land and Housing Policy*, London.
- Nettlefold, J.S. (1915) , Economics of Town Planning, *GCTPM*, Vol.5, No.11, pp.207-210.
- Nettlefold, J.S. (1916) , Economics of Town Planning (continued.) , *GCTPM*, Vol.6, No.1, pp.1-5.
- Thompson, W. (1903) , *The Housing Handbook*, London.
- Thompson, W. (1907) , *Housing Up-to-Date*, London.
- Thompson, W. (1910) , *Handbook to the Housing and Town Planning Act, 1909*, London.
- Thompson, W. (1913a) , Ruislip Manor Town Planning Scheme, *GCTPM*, Vol.3, No.1, pp.7-15.
- Thompson, W. (1913b) , The Ruislip-Northwood and Ruislip-Manor Joint Town Planning Scheme, *TPR*, Vol.4, No.1, pp.133-144.
- Willis, W. A. (1910) , *Housing and Town Planning in Great Britain*, Butterworth.

二次文献

欧語

- Bowl, E.M. (2014) , *Northwood through Time*, Stroud.
- Cherry, G.E. (1974a) , *The Evolution of British Town Planning*, Leonard Hill, Leighton Buzzard.
- Cherry, G.E. (1974b) , The Housing, Town Planning etc. Act, 1919, *The Planner*, Vol.50, No.5, pp.681-684.
- Cherry, G.E. (1975) , Factors in the Origins of Town Planning in Britain: The Example of Birmingham, 1905-1914, *Centre for Urban and Regional Studies Working Paper*, No.36, University of Birmingham.
- Cherry, G.E. (1980) , The Place of Neville Chamberlain in British Town Plan-

- ning, in Do. (ed.), *Shaping an Urban World*, London, pp.161–179.
- Cherry, G.E. (1994), *Birmingham. A Study in Geography, History and Planning*, Chichester etc.
- Cherry, G.E. (1996), *Town Planning in Britain since 1900. The Rise and Fall of the Planning Ideal*, Oxford.
- Herbert-Young, N. (1998), 'Central government and statutory planning under the Town Planning Act 1909', *Planning Perspectives*, Vol.13, No.4, pp.341–355.
- James, M.F. (2010), *Neville Chamberlain's Domestic Policies: Social Reform, Tariffs, and Financial Orthodoxy*, Lewiston.
- The Ruislip-Northwood Urban District Council (1954), *The Urban District of Ruislip-Northwood, 1904-1954*, Ruislip-Northwood.

邦語

- 秋本福雄 (2017) 「『タウン・プランニング』再考：イギリスの都市計画家は建築的アプローチを捨てたか？」『都市計画論文集』第 52 巻第 3 号、915–920 頁。
- 大方潤一郎 (1987) 「近代都市計画の原像と近代日本都市計画の位相」東京大学博士論文。
- 戒能通厚 (2010) 「イギリス土地法の歴史的展開」『土地法のパラドックス：イギリス法研究、歴史と展開』日本評論社。
- 佐藤芳彦 (1994) 『近代イギリス財政政策史研究』勁草書房。
- 馬場哲 (2016) 『ドイツ都市計画の社会経済史』東京大学出版会。
- 馬場哲 (2018) 「イギリス都市計画運動の展開 (1906～1907 年) — 1909 年住宅・都市計画等法成立前史 —」『経済学論集』第 82 巻第 2 号、2–22 頁。
- 馬場哲 (2019) 「両大戦間期のイギリスにおける地域計画の成立 — 専門職としての都市計画家の登場と計画のガバナンス」馬場哲・高嶋修一・森宜人編著『20 世紀の都市ガバナンス — イギリス・ドイツ・日本 —』晃洋書房。
- 馬場哲 (2021) 「イギリス 1909 年住宅・都市計画等法の成立過程 (1)」『武蔵野大学政治経済研究所年報』第 20 号、185–212 頁。
- 馬場哲 (2022) 「イギリス 1909 年住宅・都市計画等法の成立過程 (2・完)」『武蔵野大学政治経済研究所年報』第 21 号、95–139 頁。
- 渡辺俊一 (1985) 『比較都市計画序説 — イギリス・アメリカの土地利用規制 —』三省堂。

